

1. 税制全体のグリーン化の推進

(地球温暖化対策)

- エネルギー課税について、
 - ・ 「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当すること
 - ・ 揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持することとされた。

(車体課税)

- 車体課税については、平成 29 年度税制改正大綱（平成 28 年 12 月 8 日自由民主党・公明党。以下「大綱」という。）において、以下のとおり盛り込まれた。

[大綱 13～14、96～104 頁]

第一 平成 29 年度税制改正の基本的考え方

5 車体課税の見直し

一部の自動車メーカーが燃費性能を偽った今回の不正は、エコカー減税制度の根幹を揺るがす問題である。燃費不正対策を強化するため、道路運送車両法を改正するとともに、税制においても、燃費不正が生じた場合の納税義務者の特例等の措置を講ずる。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長する。その実施に当たっては、段階的に基準を引き上げることとする。なお、自動車重量税については、ガソリン車への配慮等の観点から、時限的・特例的な措置を講ずる。

エコカー減税は、燃費水準の向上により、見直しを行わないと、政策インセンティブ機能が低下し、税収も減少していくという性質を有する。他方、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に、国・地方において多額の財源が必要となることが見込まれる。今後、適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ

機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。また、次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る。

平成 28 年度末で期限切れを迎える自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、重点化を行った上で 2 年間延長する。また、環境性能割導入以後のグリーン化特例（軽課）については、平成 26 年度及び平成 28 年度与党税制改正大綱に沿って必要な検討を行い、平成 31 年度税制改正において具体的な結論を得る。

なお、消費税率 10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成 31 年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

第二 平成 29 年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

2 車体課税の見直し

(国 税)

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（下記(2)において「自動車重量税のエコカー減税」という。）について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

① 天然ガス自動車（車両総重量が 3.5 t 以下のもの）

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、平成 30 年排出ガス規制に適合するものを加える。

② 乗用自動車

イ 燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	平成 29 年 5 月 1 日以後	平成 30 年 5 月 1 日以後
平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 40%以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準を満たすもの	平成 32 年度燃費基準より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準より 10%以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準値より 5 %以上燃費性能の良いもの	平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準を満たすもの

ロ 上記イの改正により本措置の対象外となる揮発油自動車（ハイブリッド自動車及び軽自動車を除く。）で次に掲げるものについては、その新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

(イ) 平成 27 年度燃費基準値より 5 %以上燃費性能の良い自動車で平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

(ロ) 平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良い自動車で平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いものを加える。

ニ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車をいう。）で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いものを加える。

ホ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合するものを加える。

ヘ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる揮発油自動車及び石油ガス自動車は、次に掲げるものとする。

(イ) 平成 32 年度燃費基準値より 40%以上燃費性能の良い自動車で平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

(ロ) 平成 32 年度燃費基準値より 50%以上燃費性能の良い自動車で平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

③ バス・トラック（車両総重量が 2.5 t 以下のもの）

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いものを加える。

④ バス・トラック（車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のもの）

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車で次に掲げるものを加える。

(イ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの

(ロ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすものを加える。

⑤ バス・トラック（車両総重量が 3.5 t を超えるもの）

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、軽油自動車で平成 21 年排出ガス規制に適合するもの（平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を除く。）を除外する。

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が 3.5 t を超え 7.5 t 以下の軽油自動車で平成 28 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 27 年度燃費基準を満たすものを加える。

(2) 自動車重量税のエコカー減税の適用を受け、又は本則税率の適用を受けた自動車の自動車重量税について、自動車製作者等の不正行為に起因し納付不足額が発生した場合には、当該自動車製作者等は当該納付不足額を納める義務があるものとする等、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用する。

(3) その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

〈自動車取得税〉

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 天然ガス自動車（車両総重量が3.5 t以下のもの）

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、平成30年排出ガス規制に適合するものを加える。

② 乗用車

イ 燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	平成29年4月1日以後	平成30年4月1日以後
平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より40%以上燃費性能の良いもの
平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	—	平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの
平成32年度燃費基準を満たすもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの	平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準を満たすもの

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、ガソリン自動車で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものを加える。

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車をいう。）で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素

酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いものを加える。

ニ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合するものを加える。

③ バス・トラック（車両総重量が 2.5 t 以下のもの）

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、ガソリン自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いものを加える。

④ バス・トラック（車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のもの）

イ 現行、税率を 80%軽減する自動車に係る軽減割合を 75%とし、税率を 60%軽減する自動車に係る軽減割合を 50%とし、税率を 40%軽減する自動車に係る軽減割合を 25%とする。

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、ガソリン自動車で次に掲げるものを加える。

(イ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの

(ロ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすものを加える。

⑤ バス・トラック（車両総重量が 3.5 t を超えるもの）

イ 現行、税率を 80%軽減する自動車に係る軽減割合を 75%とし、税率を 60%軽減する自動車に係る軽減割合を 50%とし、税率を 40%軽減する自動車に係る軽減割合を 25%とする。

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、軽油自動車で平成 21 年排出ガス規制に適合するもの（平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を除く。）を除外する。

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が 3.5 t を超え 7.5 t 以下の軽油自動車で平成 28 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 27 年度燃費基準を満たすものを加える。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車を除く。）の取得に対して課する自動車取得税の課税標準の特例措置について、乗用車に係る燃費性能

に関する要件を次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長する。

現 行	平成 29 年 4 月 1 日以後	平成 30 年 4 月 1 日以後
平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 40%以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	—	平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準を満たすもの	平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの	平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準を満たすもの

(3) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税〉

(4) 自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化特例」）について、次のとおり適用期限を2年延長する。

① 自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成 29 年度及び平成 30 年度に新車新規登録された自動車について、以下のとおり、当該登録の翌年度に特例措置を講ずる。

イ 次に掲げる自動車について、税率を概ね 100 分の 75 軽減する。

(イ) 電気自動車

(ロ) 天然ガス自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自

動車のうち、平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの（揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ホ) 平成 30 年排出ガス規制に適合する乗用車又は平成 21 年排出ガス規制に適合する乗用車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ロ 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車に限る。）について、税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

② 自動車税のグリーン化特例（重課）

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を 2 年延長し、平成 30 年度分及び平成 31 年度分を特例措置の対象とする。

(5) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税〉

(6) 軽自動車税において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）について、次のとおり適用期限を 2 年延長する。

① 次に掲げる軽自動車について、税率を概ね 100 分の 75 軽減する。

イ 電気軽自動車

ロ 天然ガス軽自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

② 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。）について、貨物用のものについては平成 27 年度燃費基準値より 35%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。）について、税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

③ 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、②の軽自動車を除く。）につい

て、貨物用のものについては平成 27 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、②の軽自動車を除く。）について、税率を概ね 100 分の 25 軽減する。

(7) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車取得税・自動車税・軽自動車税〉

(8) 自動車製作者等の不正行為に起因し自動車取得税等の納付不足額が発生した場合の対応について、国税における制度の取扱い等を踏まえ、所要の措置を講ずる。

（森林・自然の維持・回復）

➤ 森林吸収源対策については、大綱において、以下のとおり盛り込まれた。

[大綱 14～15 頁]

第一 平成 29 年度税制改正の基本的考え方

6 森林吸収源対策

2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

(1) エネルギー起源 CO₂ の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の 3 省庁は、引き続き連携して取り組む。

(2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化

② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施

- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

2. 個別のグリーン化措置

➤ 長期優良住宅化リフォーム等の促進に向けたリフォーム税制（所得税・固定資産税）

[大綱 22～25、54 頁]

既存住宅のリフォームに係る所得税の特例措置について、以下の措置等が講じられることとされた。

- ・ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用対象となる工事に、特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を追加するとともに、税額控除率2%の対象となる住宅借入金等の範囲に、特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事の費用に相当する住宅借入金等を追加する。
- ・ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる工事に、一定の耐久性向上改修工事で耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行うものを追加するとともに、その控除額を耐震改修工事又は省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額（250万円（省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には350万円）を限度）の10%に相当する金額とする。

なお、耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて一定の耐久性向上改修工事を行った場合における控除額は、その耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額、省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額（500万円（省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には600万円）を限度）の10%に相当する金額とする。

- ・ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例及び既存住宅に係る

特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる省エネ改修工事の範囲を拡充する。

- ・ その他所要の措置を講ずる。

省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して市町村に申告がされた場合には、改修工事が完了した翌年度分に限り、減額すべき額を3分の2（現行：3分の1）に拡充することとされた。

➤ **低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）**

〔大綱 59 頁〕

低公害車燃料等供給施設の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる設備要件に政府の補助を受けて取得したことを加えた上、その適用期限を2年延長することとされた。

➤ **コージェネレーション設備に係る特例措置（固定資産税）**

〔大綱 59 頁〕

熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる設備要件に1基当たりの発電容量が10kW以上であることを加えた上、その適用期限を2年延長することとされた。

➤ **試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（法人税、所得税、法人住民税）**

〔大綱 61～65 頁〕

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、以下の措置等が講じられることとなった。

- ・ 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率（現行：試験研究費割合に応じ8～10%）を試験研究費の増減割合に応じた税額控除率（10%を上限とする。）とする制度に改組する。
- ・ 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を廃止した上、その適用期限を2年延長する。
- ・ 2年間の時限措置として、試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の上限を14%（原則：10%）とする等の措置を講ずる。
- ・ 試験研究費の範囲について、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用を加える。
- ・ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、所要の見直しを行う。

要望内容	結果概要
<p>(1) 地球温暖化対策</p> <p>平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。</p>	<p>地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。</p> <p>揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。</p>
<p>(2) 自動車環境対策</p> <p>平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日自由民主党・公明党）及び「消費税引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」（平成28年8月24日閣議決定）に沿って、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。</p>	<p>エコカー減税及びグリーン化特例について、対象基準の引き上げを実施し、対象車の絞り込みを行うこととされた。</p>
<p>(3) 森林・自然の維持・回復</p> <p>市町村が主体となった森林・林業施策を推進することに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。</p>	<p>市町村による森林整備等の財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ることとされた。</p>

要望内容	結果概要
<p>(4)その他(他省庁共同要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 質の高い住宅ストック形成の促進に向けたリフォーム税制(所得税・固定資産税)【拡充】(国土交通省等) 	<p>一部見直しの上認められた</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)【延長】(経済産業省等) 	<p>一部見直しの上2年延長</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● コージェネレーション設備に係る特例措置(固定資産税)【延長】(経済産業省) 	<p>一部見直しの上2年延長</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(法人税、所得税、法人住民税)【拡充・延長】(経済産業省等) 	<p>拡充は概ね認められた上、2年延長</p>